

## 二級建築士の免許の取消しの公告

建築士法（昭和25年法律第202号）第9条第2項の規定により、二級建築士の免許を取り消した者を次のとおり公告します。

令和6年7月30日

神奈川県知事 黒岩 祐治

免許の取消をした年月日	氏名	登録番号	取消しの理由
令和6年7月30日	平野 満哉	29039	建築士法第8条の2第2号の規定による届出があったため